

## 評価要領

### 【(仮称) 公園アパート建設工事に伴う基本設計及び実施設計業務】

#### 1 業務実施上の条件

次の場合は、選定及び特定の対象から除外する。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び総合主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合（設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。）
- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた各主任担当技術者が各1名でない場合  
（必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。）
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合  
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名停止期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) その他、設定した条件を満たしていない場合

#### 2 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について  
「技術提案書の提出者を選定するための基準」により、(仮称) 公園アパート建設工事設計者選定委員会において、最大5者程度を選定する。
- (2) 選定結果の公表について  
提出者の選定については、別紙「9-1」のとおり選定された提出者名等を公表する。
- (3) 技術提案書の特定について  
「技術提案書を特定するための基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、(仮称) 公園アパート建設工事設計者選定委員会において、特定者1者、次点者1者を特定する。
- (4) 特定結果の公表について  
特定結果については、全ての提出者の評価基準毎の点数を公表するとともに、(仮称)

公園アパート建設工事設計者選定委員会委員長による講評及び技術提案書の一部（様式12）を市ホームページで公表する。

### 3 技術提案書の提出者の選定基準について【別紙1（技術提案書の提出者を選定するための基準）】

評価点について

※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。

#### (1) 提出者の技術力

##### ア 平成23年4月以降の業務の実績

事務所が過去15年間（平成23年4月以降）に、地方公共団体又は国から受注した設計業務の実績を1件、次の順で評価する。

設計共同体的場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を、設計共同体的評価点とする。

評価基準	評価係数
① 設計対象面積 10,000㎡以上	1.0
② 設計対象面積 5,000㎡以上10,000㎡未満	0.6
③ 設計対象面積 3,000㎡以上5,000㎡未満	0.3
④ 設計対象面積 3,000㎡未満	0.1

※設計対象面積は、延べ床面積とする。

#### (2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
	その他	0.2

電気	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士 その他	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士 その他	0.2

※また、評価係数の重複カウントはしない。(分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。)

### (3) 技術者の技術力

#### ア 平成23年4月以降の業務の実績

過去の実績を1件、次のとおり評価する。

(7) 同種業務=1.0, 類似業務=0.5とする。

同種業務とは、延べ面積10,000㎡以上の共同住宅の新築、改築又は増築工事(改修、模様替工事を除く)を対象とした設計業務(複合用途の場合は、共同住宅の部分の面積をいう。)

類似業務とは、延べ面積10,000㎡以上の官公庁施設※1の新築、改築又は増築工事(改修、模様替工事を除く)を対象とした設計業務(複合用途の場合は、官公庁施設の部分の面積をいう。ただし、共用部分を除く)

※1 官公庁施設とは、庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所、その他これらに類するものとする。

#### (イ) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(ア)×(イ)を算出した値(四捨五入により小数第2位までとする。)を「平成23年4月以降の業務の実績」の評価係数とする。

#### イ 継続教育(CPD)

令和7年4月1日～令和8年3月31日において、取得したCPD取得単位を評価する。(CPD取得単位は「建築CPD運営会議」が証明する写しにより確認する。)

CPD取得時間	評価係数
12時間以上	1.0
6時間以上12時間未満	0.6
6時間未満	0.2
取得していない	0

#### ウ 過去の受賞歴(管理技術者及び総合主任担当技術者)

管理技術者及び総合主任担当技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を次のとおり評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの(賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等)の提出を求め、公的・公益的機関による賞であり、建築関係コンサルタント業務に関する賞であるか等、内容を確認する。

評価基準	特に評価する賞の受賞歴 1回以上	特に評価する賞の受賞歴 0回
受賞歴3回以上	1.0	0.6
受賞歴2回	0.8	0.4
受賞歴1回	0.6	0.2

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞(作品)
	日本建築学会作品選奨
	日本建築学会作品選集新人賞
社団法人日本建築家協会	日本建築大賞

	日本建築家協会賞
	J I A 新人賞
社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
	日事連建築賞・日事連会長賞
	日事連建築賞・優秀賞
公益社団法人日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞・優秀賞
	日本建築士会連合会賞・奨励賞
社団法人日本建設業協会（旧社団法人建築業協会）	B C S 賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞
	公共建築賞・特別賞
	公共建築賞・優秀賞

※ 上記の内、特に評価する賞は、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
社団法人日本建築家協会	日本建築大賞
	J I A 新人賞
社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞

#### (4) 業務の理解度及び特定テーマ

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第2位までとする。）

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.5	0.3	0.1
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性が見られる場合に優位に評価する。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

業務の実施方針及び手法	業務の実施方針，業務への取組体制，設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等），特に重視する設計上の配慮事項等について，的確性，独創性，実現性を総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
特定テーマに対する簡易提案書の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する簡易提案書について，的確性（与条件との整合性が取れているか等），独創性（工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等），実現性（提案が理論的に裏付けられており，説得力のある提案となっているか等）を考慮して各提案ごとに総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

#### 4 技術提案書の特定基準について【別紙2（技術提案書を特定するための基準）】

##### 業務の実施方針及び手法

提出された技術提案書の内容を踏まえ，審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は，各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第2位までとする。）ただし，ヒアリングに欠席した委員は，技術提案書の審査に参加できないものとする。

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.5	0.3	0.1
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度，積極性が見られる場合に優位に評価する。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務の実施方針及び手法	業務の実施方針，業務への取組体制，設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等），特に重視する設計上の配慮事項等について，的確性，独創性，実現性を総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

特定テーマに対する 技術提案の的確性 ・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して各提案ごとに総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
-----------------------------------	---	-------	----	----	------	----

また、表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、次のとおり表現の度合いに応じて技術提案書の評価点を減点、若しくは無効とし特定しないものとする。

記載場所	許されない表現を記載した場合	特に許されない表現を記載した場合
次欄の範囲以外	抵触事項1箇所につき5点	抵触事項1箇所につき10点
様式12のうち、規定する範囲（150平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）	抵触事項1箇所につき10点 （記載範囲が規定する範囲を超える場合は、抵触事項1箇所として10点の減点とする。）	